令和6年度 横浜市指定介護保険サービス事業者等 集団指導講習会資料

居宅介護支援編



実際の事業所運営に当たっては、「運営の手引き」を参照してください。

目 次

【居宅介護支援 資料1~7】

1	通所介護事業所等における宿泊サービスについて
	令和4年11月16日通知(事務連絡)添付・・・・・・・・・1
2	適正なケアプランの作成について・・・・・・・・・3
3	軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について・・・・・・・5
4	要介護認定関係について・・・・・・・・・・・・7
5	横浜市介護予防・日常生活支援総合事業・・・・・・・・・・10
6	ケアマネガイドラインについて・・・・・・・・・・13
7	横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業(サービスB)の
	利用促進について・・・・・・・・・・・・・・・・18

通所介護事業所等における宿泊サービスについて

1

事 務 連 絡 令和4年11月16日

横浜市内 居宅介護支援事業所

通所介護事業所

地域密着型通所介護事業所

認知症対応型通所介護事業所

運営法人代表者 様

管理者 様

横浜市健康福祉局介護事業指導課長

通所介護事業所等における宿泊サービスの提供について

日頃から、本市の高齢者福祉施策にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、通所介護事業所等における宿泊サービスの提供について、指針を定めておりますが、長期宿泊利用者が多くみられる事業所等、本来の宿泊サービスの提供の趣旨にそぐわないと思われるケースが依然見受けられます。

各施設・事業所におかれましては、改めて指針の確認や運営状況の点検を行うとともに、新型コロナウイルス感染症対策も含め、次のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

なお、宿泊サービスの未届は、基準条例違反となりますので、必要に応じ次ページのサイトで届出の 有無を確認し、未届であることが判明した場合は、下記リンクから届出方法を確認し、速やかに届け出 てください。

1 指針

宿泊サービスを提供する場合における、事業の人員、設備及び運営に関する内容を定めていますので、下記リンクから改めて指針の内容をご確認ください。

2 運営状況点検書

このたび、当該指針に沿って運営状況点検書(宿泊サービス)を作成し、下記リンクに掲載しましたので、事業所の運営状況を点検するとともに、実施できていない項目は改善をしてください。

特に、長期宿泊利用者がおり、「1(1)宿泊サービスの提供」の項目が実施できていない場合は、居 宅介護支援事業所と密接に連携を図り必要な代替サービス(短期入所生活介護、短期入所療養介護、 特養・老健やGHなどの高齢者施設への入所等)への変更等を行ってください。

3 新型コロナウイルス感染症対策

第7波において、宿泊サービスにおける集団感染が多数確認されましたが、再び新規感染者が増加傾向に転じており、今後の集団感染の発生が強く危惧される状況にあります。感染者が事業所で発生した場合に、感染拡大防止の観点から事業者の判断で宿泊サービスの休止等が速やかに行えるよう、利用者・家族等に事前に説明し了解を得るようにしてください。

<宿泊サービスの運営に係る指針関連情報>

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/unei/kaigo.html#kyoutuu

【参考】

<宿泊サービス事業者一覧 検索サイト>

https://living.rakuraku.or.jp/office_serch/office02/

<基準条例>

前項ただし書の場合(指定通所介護事業者等が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通 所介護等以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の 開始前に市長に届け出るものとする。

(通所介護:居宅条例第93条第4項、密着通所:密着条例第60条の5第4項、認知通所:密着条例 第64条第4項)

担当:横浜市健康福祉局介護事業指導課

Eメール: kf-shidoukansa@city. yokohama. jp

適正なケアプランの作成について

1 介護保険制度の目的

2

介護が必要な状態になっても、できる限り自宅や住み慣れた地域で自立した日常生活を 営めるよう、**真に必要な介護サービスを統合的・一体的に提供**する仕組み



単に介護を要する高齢者の身の回りの世話をするということを超えて、**高齢者の自立を支援する**ことを理念とする



被保険者一人ひとりの心身状況等に応じた<u>「自立支援」に資するケア</u> プランが必要



ケアプランを作成するケアマネジャーは、介護保険制度において非常 に重要な役割を担っています。

【参考】介護保険法(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が<u>尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう</u>、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(介護保険)

- 第2条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)に関し、必要な保険給付を行うものとする。
- 2 前項の保険給付は、<u>要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう</u>行われるととも に、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。
- 3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。
- 4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合において も、<u>可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むこ</u> とができるように配慮されなければならない。

2 適正なケアプランの作成について

被保険者に適切な介護サービスが提供されるためには、ケアプランが被保険者一人ひとりの心身状況等に応じた「自立支援」に資するものになっている必要があります。

【適正なケアプランの視点】

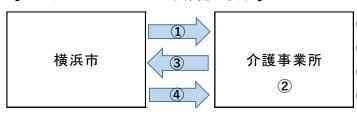
- サービスの計画量が過剰ではないか
- ・サービスの計画量が過少ではないか
- サービス種類に偏りはないか
- ・特定の事業所に集中した計画になっていないか
- ・必要なサービスが不足していないか (医療系サービスとの連携はできているか) など

介護保険の給付は、介護保険法第2条にある「被保険者の心身の状況、その置かれている 環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多 様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう」になっていなければなりませ ん。<u>ケアプランを作成する際には、「自立支援」の観点から、サービスの必要性及び妥当</u> 性について検討されるよう改めてお願いします。

3 横浜市の取組

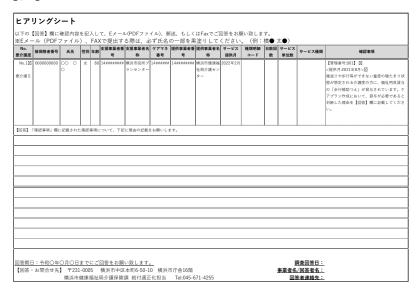
横浜市では、「ヒアリングシート」を利用したケアプラン検証の取組を行っています。 上記【適正なケアプランの視点】等に基づき、一定の基準で抽出した給付実績について、 事業者の皆様と共同で確認することにより、ケアプランや提供されたサービスがご利用者 様の心身状態に適合しているか等を検証するものです。

【ヒアリングシートによる確認の流れ】



- ①ヒアリングシートを郵送
- ②確認事項についての回答を記載
- ③ヒアリングシートを返送
- ④回答内容確認後、結果通知の発送

【例】



- ・年度により送付対象者の抽出条件は異なります。
- ・返送の方法は郵送の他、FAXやPDF等のメール添付による送付があります。(郵送以外の場合は必ず氏名の一部を●等で黒く潰してください。)

3

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について。

Q&A

Q1 医師への意見照会は、どのようなやり方がありますか。

A1 医師への意見照会の方法は、**①診断書、②聞き取り※、③主治医意見書**による方法があります。

どの方法で入手しても構いませんが、費用負担や時点の問題があるので、できるだけ ②聞き取り※でお願いします。

	方法	費用負担	補足	
1	診断書	0	利用者の費用負担となります。	
2	聞き取り※	Δ	文書による場合は診療情報提供料が発生します(利 用者に自己負担が発生する場合があります)。	
3	主治医意見書	×	費用負担はありませんが、直近の要介護認定時点と なるため、その間に状態変化があれば不適切となる 場合があります。	

※ 聞き取りは、利用者の診察に同行する方法を原則としますが、医師から要望があった場合 などは、電話、FAX(電話回答)、電子メールによる方法も可能としています(方法に よっては費用負担が発生する場合があります)。

文書による情報提供を求める場合は、別紙様式8を使用してください(市ホームページから入手してください)。

電話による場合は、確認した相手、日時、内容について、記録に残す必要があります。

Q2 区役所への確認依頼などの提出期限はありますか。

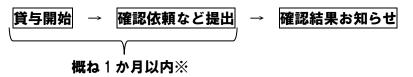
A2 原則として、貸与開始前に提出してください。

ただし、末期がん患者の急な退院等により早急な対応が必要な場合など、やむを得ず貸与 開始後遡及して提出する場合は、貸与開始日から概ね1か月以内に行ってください。

なお、1 か月を経過した場合は、原則として受け付けることはできませんが、合理的でやむを得ない事情がある場合は、貸与開始日に遡及して受け付けることもあります。

【原則】確認依頼など提出 → 確認結果お知らせ → 貸与開始

【例外】早急な対応が必要な場合など



※合理的でやむを得ない事情がある場合(認定審査会の遅れなど)は それ以上経過していても受け付けることがあります。

4

横浜市における軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

令和5年3月版 横浜市

軽度者に対する福祉用具貸与については、その状態像から見て使用が想定しにくいとして、原則貸与対象外となる種目(対象外種目)が定められています。

ただし、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される場合は、対象外種目について例外的に 給付することができます。

1 対象外種目

(1) 要支援1・2、要介護1の方

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、 認知症者人徘徊感知器、移動用リフト(つり具の部分を除く。)

(2) 要支援1・2、要介護1~3の方

自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引できる機能のものを除く。)

2 判断基準

軽度者に対して対象外種目について例外給付するには、基本調査の結果による判断、(該当する基本調査結果がない場合の)適切なケアマネジメントによる判断、市町村の確認による判断があります(P2-3参照)。

3 横浜市での取扱い

市町村の確認による判断(P3参照)を行う場合は、横浜市では、<u>介護保険被保険者証の住所のある区の</u>区役所高齢・障害支援課で受け付けています(提出期限についてはP4・Q2参照)。

※「基本調査の結果による判断、適切なケアマネジメントによる判断」(P2)で行う場合は、 区役所への届出は必要ありません。

(1) 手続きする人

担当ケアマネジャーまたは地域包括支援センターの担当職員

(2) 提出するもの

- ・「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認について(依頼)」(様式1)
- ・「サービス担当者会議の要点」または「介護予防支援経過記録」※ ※医師の所見を記入する必要があります(医師の所見を確認した資料は添付不要です)。

4 通知関係

• 「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付関係事務の基本的な取扱いの整理の改正について(通知)」 (令和5年3月30日健介保第2701号)

横浜市ホームページ URL

横浜市 > 事業者向け情報 > 分野別メニュー > 福祉・介護 > 高齢者福祉・介護 > 事業者指定・委託等の手続き > 各種申請関係: 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/keido reigai.html

【お問い合わせ先】

- ・(個別具体的な手続きについて) 各区高齢・障害支援課
- ・(軽度者例外給付制度について)健康福祉局介護保険課

[電話] 045-671-4255 [FAX] 045-550-3614

[电话] U43-07 1-4233 [FAA] U43-33U-30 [

・(福祉用具貸与全般について) 健康福祉局介護事業指導課

[電話] 045-671-3413 [FAX] 045-550-3615

5

手順1 基本調査結果による判断 ※一部、適切なケアマネジメントによる判断

《区役所への連絡・届出》 必要ありません

¬ 当てはまる 🌈

~判断の流れ~

①借りたい	I I I	当てはまる 基本調査の はまま
ものを選ぶ		結果を 当ではまらない , 確認する 手順 2へ
		Z
対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ (告示で定める福祉用具が必要な状態像)	学 厚生労働大臣が定める者のイに 該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3.できない」
	(二)日常生活範囲における移動の支援が 特に必要と認められる者	該当する基本調査結果なし →居宅介護支援事業者等が判断
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起きあがりが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」
	(二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
工 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一)意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二)移動において全介助を必要としない	
オ 移動用リフト (つり具の部分 を除く)※	者 次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起きあがりが困難な者	「4.全介助」以外 基本調査1-8 「3.できない」
こかへ)※	(二)移乗が一部介助又は全介助を必要と する者 (三)生活環境において段差の解消が必要 と認められる者	基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
力 自動排泄処理装置		基本調查2-6 「4.全介助」
	(二)移乗が全介助を必要とする者	4. 至介助] 基本調査2-1 「4. 全介助]

手順2 市町村の確認による判断



《区役所への連絡・届出》 必要です

~判断の流れ~

1利用者の状態を確認する

ケアマネジャー等は、利用者の状態が、次の i) から iii) の状態像に該当する可能性があり、 福祉用具を使用することで利用者の自立支援につながると考えられるか、確認します。 ※カッコ内の状態は、例示です。

- i)疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に 告示で定める福祉用具が必要な状態(P2の②)に該当する者 (例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
- ii)疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が 必要な状態(P2の②)になることが確実に見込まれる者 (例 がん末期の急速な状態悪化)
- iii)疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から 告示で定める福祉用具が必要な状態 (P2 の②) に該当すると判断できる者

(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

②医師に意見照会する

①で行った利用者の状態像の判断について、医師の意見を求めます。

③サービス担当者会議を開催する

②で入手した医師の意見を参考に、福祉用具を使用することで利用者の自立支援につながるか検 対します。

4区高齢・障害支援課へ必要書類を提出する

確認依頼、サービス担当者会議の要点等(表面参照)を提出します。

⑤区高齢・障害支援課で内容を確認し、結果をお知らせする

※「昇降座椅子」は (二)「移乗」で判断

※「段差解消機」は (三)ケアマネジャー等が 判断



再度、手順 1 (P2) から 確認が必要です。

- ・要介護(要支援)認定の更新・区分変更を行った場合
- ・貸与品目の追加や大幅な変更を行う場合

--- その後・・・

2

3

要介護認定関係について

1 要介護認定者数について

4

要支援・要介護認定を受けている認定者数(以下、認定者数という)は、令和6年で19万人を超えており、高齢者数の増加に伴い、今後も増加していく見込みです。

	R2年4月	R3年4月	R4年4月	R5年4月	R6年4月
認定者数	171,540人	177, 457人	181,039人	184, 207人	190, 330 人

※認定者数は、各年4月末の速報値

2 認定申請件数の状況について

各年度における新規申請および区分変更申請(以下、区変という)は、増加しています。一方で更新申請については、平成30年度から認定有効期間が36か月に延長可能となった影響等により、令和2年度の更新申請の件数が4万人弱となっています。

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
新規	53, 113人	54,110人	58, 162人	61,678人	63, 183 人
更新	81,876人	38,091人	83,756人	97,445人	75,210人
区変	14, 121人	15,388人	16,484人	17,202人	17,605人
合計	149,110人	107,589人	158,402人	176, 325人	155,998人

3 申請から認定までの平均所要日数短縮への取り組みについて

介護保険法に基づく要介護認定の申請処分は、原則として申請があった日から30日以内に通知をしなければならないと規定されています。

本市として、被保険者の円滑な介護保険サービスの利用に資するために、認定までの平均所要日数の短縮に取り組んでいます。

上記の主旨をご理解いただいたうえで、次の内容について、ご理解ご協力をお願いします。

■ 依頼事項

- (1) 認定申請書を記入する際は、医療機関名、最終受診月をご確認いただくとともに、 医療機関への連絡や被保険者の受診勧奨等のご協力をお願いします。
- (2) 更新申請について、月初に申請が集中することにより、区役所の事務処理や認定調査の実施等が滞留しやすくなります。速やかな認定結果通知のため、提出時期をずらして申請をするようお願いします。

(3) 更新申請における認定調査委託について、積極的にご協力をお願いします。また、認定調査を実施した際は、認定調査票を速やかにご提出ください。

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
市全体 所要日数	45.2日	42.1日	39.7日	42.5日	41.9 日

4 横浜市要介護認定事務センターの設置について

今後も増え続ける要介護認定申請に対応するため、「横浜市要介護認定事務センター」を令和2年11月に設置しました。各区役所で行っている要介護認定業務の一部を委託により「横浜市要介護認定事務センター」に集約することで、要介護認定業務の効果的・効率的な業務の遂行を目指しています。

5 がん等の方への迅速な要介護認定について

がん等の方(末期の状態であって、心身の状況が急激に変化するもの)の要介護認定 等の取扱いについては、暫定ケアプランの作成や医療機関等の連携に取り組んでいただ いていますが、引き続き、迅速な要介護認定の実施や介護サービスの提供をお願いしま す。次の内容について、ご理解ご協力をお願いします。

■ 依頼事項

- (1) がん等の方の認定申請書を提出する際は、可能な限り主治医意見書作成予定の医師から認定調査の実施時期、介護サービス利用における留意点等を確認し、要介護認定に関する内容は各区役所に情報連携をお願いします。なお、認定申請書には、早期認定が必要である旨の記載をお願いします。
- (2) がん等の方の認定調査を実施する際は、早めに日程調整および認定調査の実施をお願いします。認定調査実施後は、速やかに認定調査票を作成の上、ご提出ください。

6 臨時的な取扱いの終了について

厚生労働省からの通知に基づき、令和6年4月1日以降に認定期間満了を迎える方の申請から、取扱いを終了しているため、通常通り更新認定を実施しています。

7 認定調査の留意点について

- (1) 認定調査を実施する際は、必ず、調査対象者と対面の上、調査してください。
- (2) 認定調査の依頼があった場合には、出来るだけ早い時期に調査を行い、調査終了後は速やかに認定調査票を作成し、提出してください。
- (3) 家族等の介護者がいる在宅の調査対象者については、介護者が不在の日は避けてください。

8 調査項目の確認方法について

(1) 各(調査)項目が指定する確認動作を可能な限り実際に試行してください。

また、確認動作を実施する際は、対象者のそばに位置し、安全に実施してもらえるよう配慮してください。ただし、危険が伴うと考えられる場合は、決して無理に試みないでください。

- (2) 確認動作に加えて、日頃の状況についても確認してください。
- (3) 実際に試行した結果と日頃の状況が異なる場合は、一定期間(調査日より概ね過去 1週間)の状況において、より頻回な状況に基づき選択してください。

9 認定調査票の作成について

- (1) 特記事項には具体的な記載(選択の根拠、頻度、介護の手間等)をお願いします。
- (2) 選択項目(例えば、できない、見守り等、一部介助、全介助、ある等)については、特記事項を記載していただきますようお願いします。
 - ※ 特記事項に記載がないことにより、選択項目の妥当性や、具体的な状況や介護の手間が読み取れず、介護認定審査会で一次判定の修正・確定や二次判定による審査判定に影響を及ぼす可能性があります。

10 認定調査員現任研修について

- (1) 横浜市では、毎年、要介護認定の適正化を図ることを目的に、認定調査員現任研修を実施しています。
- (2) 令和6年度の現任研修については、10月から12月頃に対面研修の開催を予定しており、年度末にWEB研修を実施予定です。詳細が決まりましたら、本市ホームページに掲載します。
- (3) 昨年度と内容が異なりますので、市内事業所に所属し、認定調査に従事されている 介護支援専門員の方については、ぜひご受講ください。

5 横浜市介護予防・日常生活支援総合事業

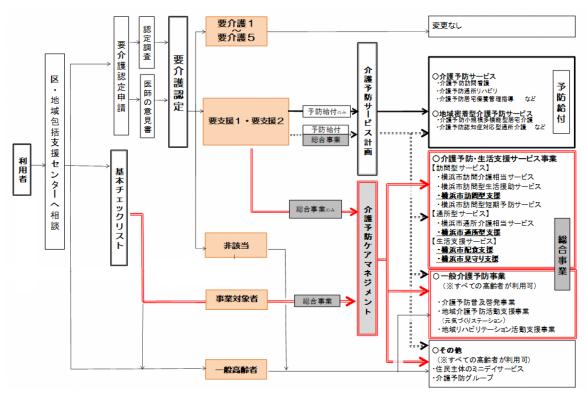
1 介護予防・生活支援サービス事業の実施状況

横浜市の「介護予防・生活支援サービス事業」(介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する事業)についての実施状況は、次のとおりです。

【実施状況一覧】

『総合事業	の構成例』における類型	横浜市のサービス名称	本市での実施時期	本市での考え方
	①訪問介護 (旧介護予防訪問介護に 相当するサービス)	横浜市訪問介護 相当サービス	平成28年1月開始	専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防訪問介護に相当するサービス(訪問介護員等によるサービス)を実施します。
	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサー ビス)	横浜市訪問型生活援助サービス	平成28年10月開始	介護予防訪問介護よりも人員等の基準を緩和し、必ずしも 専門的なサービスが必要でない方に生活援助を行えるよう にします。 これにより、介護人材のすそ野を広げます。
訪問型 サービス	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業 (横浜市訪問型支援)	平成29年10月開始	住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問して提供する生活援助等の支援。 一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。
	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	横浜市訪問型短期予防 サービス	平成28年1月開始	早期介入による閉じこもり予防及び改善、社会参加の促進並びに介護予防を目的に、保健・医療の専門職が3~6か月の短期間で集中的に実施するサービスです。 区福祉保健センターの看護師、保健師が直営で実施し、本人の状態像にあった適切な支援及び地域資源へのつなぎを行うことで、社会参加、要支援状態からの自立の促進及び重度化予防を目指します。
通所型	①通所介護 (旧介護予防通所介護に 相当するサービス)	横浜市通所介護 相当サービス	平成28年1月開始	専門的なサービスが必要と認められる場合に提供する サービスとして、旧介護予防通所介護に相当するサービス を実施します。
サービス	②通所型サービスB (住民主体による支援)	横浜市介護予防・生活支 援サービス補助事業 (横浜市通所型支援)	平成29年10月開始	住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等を中心とした利用者に対して、定期的に高齢者向けの介護 予防に資するプログラムを提供する支援。 一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。
その他生活支援サービス	①栄養改善を目的とした配食	横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業 (横浜市配食支援)	平成29年10月開始	住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等に対して見守りとともに配食を提供する支援。 一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。
	②住民ボランティア等が 行う見守り	横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業 (横浜市見守り支援)	平成29年10月開始	住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問し、見守りのサービスを提供する支援。 一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。

2 利用手続



3 介護予防ケアマネジメント

本市が実施する介護予防ケアマネジメントの類型は、以下のとおりです。

- (1) ケアマネジメントA (原則的な介護予防ケアマネジメント) 指定事業者によるサービス及び横浜市訪問型短期予防サービスを利用する場合等に実施
- (2) ケアマネジメントC (初回のみの介護予防ケアマネジメント) 横浜市介護予防・日常生活支援サービス補助事業 (サービスB・その他生活支援サー ビス)及び一般介護予防事業を利用する場合等に実施

4 横浜市訪問型生活援助サービス(サービスA)

横浜市訪問型生活援助サービス(サービスA)は、多様な主体による重層的なサービス 提供を目的として、従前の介護予防訪問介護よりも人員の基準を緩和し、必ずしも専門的 なサービスを必要とされない方に、生活援助を行えるようにしたものです。事業の趣旨を ご理解いただき、積極的な活用をお願いします。

従業者

訪問介護員等に加えて、横浜市が作成した標準テキストを使用して事業者が実施する 研修を修了した者(一定の研修修了者)又は介護に関する入門的研修の修了者(入門的 研修修了者)となります。

<人員の基準(抜粋)>

	訪問介護、	訪問型生活援助サービス
	訪問介護相当サービス	(サービスA)
従業者の員数	常勤換算2.5以上	必要数
従業者の主な資格	介護福祉士	介護福祉士
要件	• 実務者研修修了者	・実務者研修修了者
	• 介護職員初任者研修修了者	• 介護職員初任者研修修了者
	• 生活援助従事者研修修了者	• 生活援助従事者研修修了者
		・一定の研修修了者
		• 入門的研修修了者

※横浜市訪問型生活援助サービス標準テキストは、以下のURLに掲載しています。

◆横浜市ホームページ〉事業者向け情報〉分野別メニュー〉福祉・介護〉高齢者福祉・介護 〉事業者指定・委託等の手続き〉介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)関連〉 介護予防・生活支援サービス事業〉横浜市訪問型生活援助サービス

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/sogo/servicejigyou/service-a.html

- ※その他、横浜市介護予防・日常生活支援総合事業に関する情報は、以下のURLに掲載していますので、ご確認ください。
 - ◆横浜市ホームページ〉事業者向け情報〉分野別メニュー〉福祉・介護〉高齢者福祉・介護〉事業者指定・委託等の手続き〉介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)関連 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/sogo/

令和6年度 集団指導講習会資料 健康福祉局高齢在宅支援課

横浜市内居宅介護支援事業所 各位

健康福祉局高齢在宅支援課長

ケアマネジャーガイドラインについて (通知)

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、横浜市福祉・保健行政の推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

ケアマネジャーガイドラインは、介護支援専門員の役割や目的・目標、業務のポイントをまとめた横浜市の指針です。介護支援専門員の業務の実践に即した内容になっておりますので、ケアマネマネジメントの更なる質の向上のため、幅広くご活用ください。

1 資料

『ケアマネジャーガイドライン(令和2年4月改訂版)』

2 入手方法

下記のアドレスよりダウンロードできます。

【横浜市ホームページ】

3 添付資料

- (1) ケアマネジャーガイドライン表紙、目次
- (2) 横浜市ホームページ内の掲載箇所について

担当:健康福祉局高齢在宅支援課

柏田、小田

電話:671-2405 FAX:550-3612

E-mail: kf-yoboucm@city.yokohama.jp

ケアマネジャー ガイドライン

令和2年4月



横浜市健康福祉局

《 目 次 》

Ι ί	ト護保険制度の概要 おおお おおお おおお おおお おおお かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう しゅうしゅう かんしゅう しゅうしゅう しゅう
1 介	護保険制度の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2 介	護保険制度の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3 介	護保険制度の変遷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
π /	
	ト護保険制度とケアマネジャー業務
	アマネジャー業務の基本概念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	アマネジャーを取り巻く環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	アマネジャー業務の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	アマネジャーの1か月の動きと業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	アマネジャー業務のポイント
	1) インテーク・・・・・・・・・・・・14
	2) 契約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
	3) アセスメント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
	4) ケアプラン原案作成・・・・・・・・・24
•	5) サービス担当者会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
	6) ケアプラン原案修正及び説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
	7)ケアプランの交付・・・・・・・・35
(8) モニタリング・・・・・・・・・・・・37
(9)給付管理······39
(1	0) その他業務
	ア 要介護認定関連業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
	イ 苦情対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
	ウ 緊急時や事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
	エ 介護予防支援事業者(地域包括支援センター)との連携・・・・・・・・・49
6 医	療と介護の連携
(1) 主治医との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
(2) 在宅医療連携拠点(在宅医療相談室)・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
(3) 医療と介護の連携ツール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
(4) 多様な医療職との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
TT 4	- マラナ * * 、 -
	rアマネジャー支援体制 :援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
	括的・継続的ケアマネジメント支援業務の具体的内容・・・・・・・・・・・58
3ケ	アマネジャーを支える仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60

IV	支え合う地域社会 地域包括ケアシステム
1	地域包括ケアシステムとは・・・・・・・・・・61
2	横浜型地域包括ケアシステムとは・・・・・・・・・・・・61
3	地域の社会資源の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
4	地域包括ケアシステムの構築に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
5	意思決定支援 ~本人の選択と本人・家族の心構え~・・・・・・・・・・・66
V	巻末資料
1	入院・退院サポートマップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
2	入院時・退院時情報共有シート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
3	看取り期の在宅療養サポートマップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76



7

横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業 (サービスB等)の利用促進について

1 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業(サービスB等)の概要

「横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業(以下「サービスB等」という。)」は、● -●の横浜市介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)のうち、地域のボランティア等により、要支援者等※を中心とした利用者に対して、居宅への訪問による生活援助、定期的な利用が可能な通いの場の提供、栄養改善を目的とした配食、定期的な安否確認等の見守りなど、住民主体による支援を行うものです。給付ではなく、補助により実施しています。

※要支援者等:

- ①要支援1・2の要介護認定がある方又は要支援相当で基本チェックリストを活用して事業の対象となった方(事業対象者)で、地域包括支援センター等による介護予防支援・介護予防ケアマネジメントでサービスB等の活動の必要性がケアプランに位置づけられた方
- ②「①」として活動を利用していた方で、令和3年4月1日以降に要介護1から5の認定を受けた後も、継続的にサービスB等の活動を利用する必要性が居宅介護支援又は介護予防ケアマネジメントでケアプランに位置付けられた方(②は令和3年度から新たに追加)

横浜市では平成29年10月から事業を開始し、令和6年度は、89件(通所型支援:60件、 訪問型支援:5件、配食支援:17件、見守り支援:7件)の活動に対し補助金を交付し、 住民相互の支え合いの促進や高齢者の介護予防・生活支援を進めています。

2 依頼事項

総合事業の趣旨やサービスB等の魅力・特長についてご理解いただき、<u>要支援者等の介護予防支援・介護予防ケアマネジメント及び居宅介護支援(以下、「ケアマネジメント」という。)を実施する際は、サービスB等として実施している活動を積極的にケアプランへ位置づける</u>など、より一層の利用促進を図っていただくようご協力をお願いします。

7 (3) に交付団体一覧を添付していますので、ご確認ください。

3 サービスB等の魅力・特長(一例)

- (1)活動の内容は、団体と区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ等の専門職とが相談の上で検討・実施しており、要支援者等の利用に配慮された内容になっている。
- (2) 利用者間で顔見知りが近所にでき、普段から見守ってもらえる安心感がある。
- (3) 専門職が把握しきれない潜在的な要支援者等を早期に発見し、地域包括支援センターなどへの相談に繋いでくれる。
- (4) 常設のコミュニティカフェ等を実施し、おしゃれな空間の中で過ごせるところもある。
- (5) 誰もが活躍でき自分の居場所が見つけられる。
- (6) 虚弱な方も元気な方と一緒に参加できる。体力が向上する。
- (7) 子どもから大人まで参加でき多世代交流ができるところもある。
- (8) 介護保険の支給限度額以上にサービスが必要な方にもご案内できる。



港北区 NPO 法人街カフェ大倉山ミエル

4 事例 ~サービスB等を案内し状態が改善~

【 活動団体名 】泉区 NPO 法人宮ノマエストロ (宮ノ前テラス) 【プログラムの例】回想法、健康体操、歌、シニアヨガ、脳トレ、健康講話、 野菜の栽培・収穫、多世代交流等

88 歳で夫を亡くした女性Aさん。ずっと気持ちがふさぎ込んでおり、家に引きこもり早く 夫の後を追って死んでしまいたいと話していました。家族も心配していましたが、一緒に住 むことはできず、どうしたら良いか家族会議まで開きました。







そんな時、担当の<u>ケアマネジャーさんから</u>、「デイサービスの他に、(横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業の)宮ノ前テラスに行ってみてはどうですか?」と**案内され、週1回通うことをケアプランに位置づけてもらい**、宮ノ前テラスに通うようになりました。宮ノ前テラスの介護予防に資するプログラムの日(活動日)が日曜日ということもあり、最初は、娘さんも一緒に参加し始めました。宮ノ前テラスでは、回想法を使って昔の話を思い出しながら、自分の体験を話します。ふさぎこんでいたAさんも、参加者と話をする中で新しく知り合いができたり、Aさんの特技が裁縫だと知ったメンバーから、次回以降のプログラムで裁縫をみんなに教えてほしいと言われるなど、「誰かの役にたつ」経験をすることで生きがい

<u>をみつけ、自信を取り戻し、とても元気になっていきました。</u>





A àh

A さんの娘

【利用者家族(娘さん)の話】

- デイサービスは週1回しか通えないけれど、ここなら、子どもからお年寄りまで集まっているので、家族も一緒にいつでも参加できて楽しく過ごせる。
- 顔見知りができ、家族が仕事で一緒に行けない日も一人で通う等、母の**居場所ができた。** 今では見違えるように**前向きに元気になり、**得意な裁縫を活かして、地域の方に教える 講座をボランティアさんと一緒に企画する等、**活躍の場を見つけた**。本当にありがたい。
- 宮ノ前テラスができたことは、以前から知っていたけれど、

<u>ケアマネジャーからの後押しがあり、行ってみようという気持ちになった。</u> <u>ケアマネジャーから自分達のように困っている人に案内してもらうことは</u> とても大切だと思う。



ポイント

○ ケアマネジャーの勧めにより、給付によるサービスと住民主体の支援を組み合わせたことで、より本人の意欲や生きがいに繋がる結果となった。

5 ケアマネジメントの留意点

(1) ケアマネジメントの類型

要支援者等がアセスメントの結果、サービスB等とその他サービスを利用する際のケアマネジメントの類型は次のとおりです。

ア 要支援者及び事業対象者

●サービスB等だけを利用する場合

ケアマネジメント種別	介護予防ケアマネジメントC
報酬単価	介護予防ケアマネジメント費
和 中 川山	(介護予防ケアマネジメントC)

●他の総合事業のサービスと組み合わせる場合

ケアマネジメント種別	介護予防ケアマネジメントA
和工机分化	介護予防ケアマネジメント費
報酬単価 報酬単価	(介護予防ケアマネジメント A)

●予防給付と総合事業のサービスを組み合わせる場合

ケアマネジメント種別	介護予防支援
報酬単価	介護予防支援費

イ 認定更新等に伴い、要支援者等から要介護者になった方のうち、引き続きサービス B等を利用する方

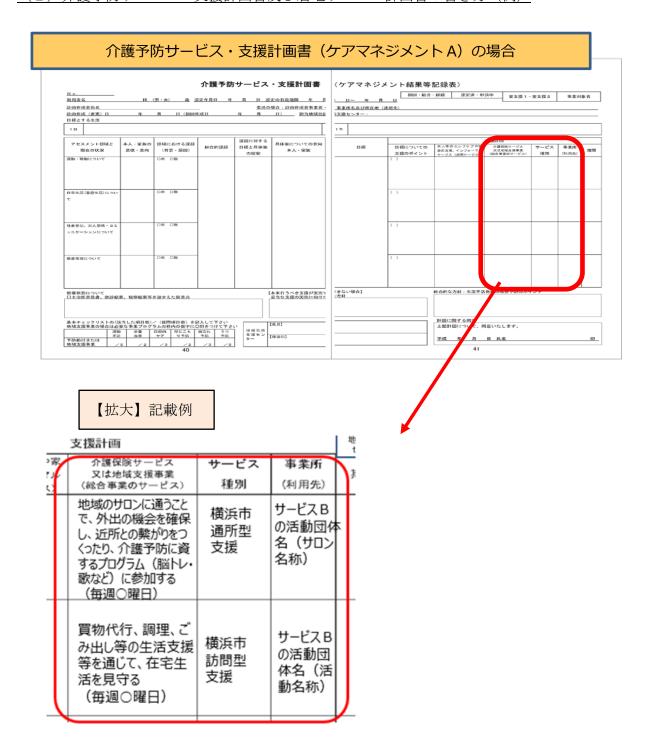
●要介護者のうち介護給付とサービスB等を併用する場合

支援者実施主体	居宅介護支援事業所
ケアマネジメント種別	居宅介護支援
報酬単価	居宅介護支援費

●要介護者のうちサービスB等のみを利用する場合

支援者実施主体	地域包括支援センター
ケアマネジメント種別	介護予防ケアマネジメントC
報酬単価	介護予防ケアマネジメント費
新文章(1) 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	(介護予防ケアマネジメントC)

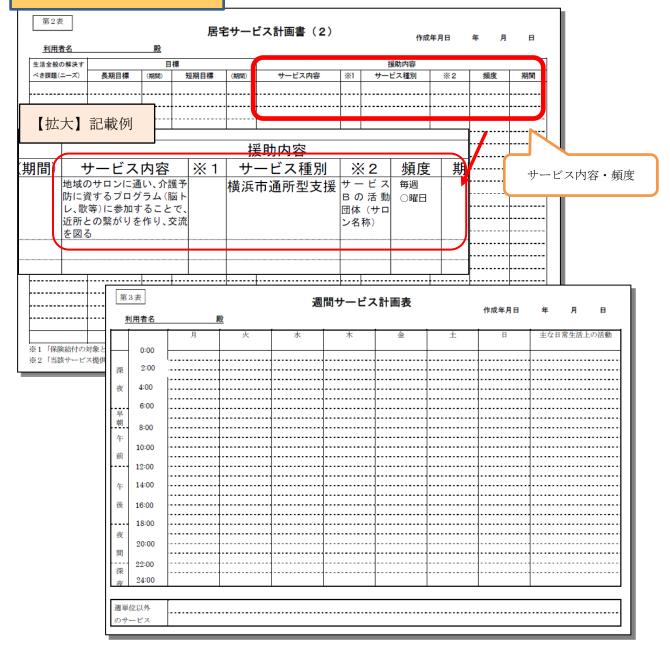
(2) 介護予防サービス・支援計画書及び居宅サービス計画書の書き方(例)



- ※介護予防ケアマネジメントCの場合の 記載も同様です。
- ※介護予防ケアマネジメントCの場合、「GoGo健康!いきいきプラン」という様式を活用することもできます。

居宅サービス計画書の場合

第2表及び第3表に記載します。



(3) サービスB等を利用した場合の実施上の注意事項

- ア サービスB等の利用に関しては、給付管理票への記載は必要ありません。 ただし、(2)のとおり介護予防サービス支援計画書又は居宅サービス計画書への記載 をしてください。
- イ 介護予防ケアマネジメント C は、初回のみのケアマネジメントです。介護予防ケアマネジメント費の請求も初回のみとなります(438単位)
- ウ 介護予防ケアマネジメントCの場合、モニタリングは必須としませんが、利用者の 状態の変化時等に、適宜、運営主体等と連携し、利用者の情報が共有されるような仕 組みを構築する等、利用者の変化に早期に対応できるような団体と関係者の体制づく りをお願いしています。

6 利用料について

利用料は、地域特性等を考慮したうえで団体が定めています。利用者は団体に対して、直接、定められた利用料を支払います。

なお、利用にあっての申込書類等は、各団体が個々に定めているため、詳細は各団体に お問合せください。

7 参考資料

(1) 補助対象事業

国の 類型	棱	責浜市のサービス名称	事業概要
住民主体による	横浜市	①横浜市 訪問型 支援	住民主体のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に(週1回以上)訪問して生活援助等を行います。一定の基準を満たす活動団体に、補助金を交付します。 【例】 買物支援、調理、ごみ出し等の生活支援
%る支援(サービスB等)	≒介護予防・生活支援	②横浜市 通所型 支援	住民主体のボランティア等が、要支援者等を中心とした利用者に、定期的に(週1回以上かつ概ね3時間以上)高齢者向けの介護予防に資するプログラムを提供します。一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。 【例】 体操教室や、交流サロン、会食等(介護予防に資するプログラムを実施)
その他の生活さ	(援サービス 補助	③横浜市 配食 支援	住民主体のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に(週1回以上)訪問し、見守りとともに栄養改善を目的とした配食を提供します。一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。 【例】 栄養バランスのとれた食事の提供
生活支援サービス	事業	④横浜市 見守り 支援	住民主体のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に(週1回以上)訪問し、見守りのサービスを提供します。一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。 【例】 定期的な訪問による見守り

(2) 補助金交付要件 ※要支援者等への支援の提供回数や受入人数により異なる。

ア 補助金額 (横浜市通所型支援)

①1 回当たりの利用者数 20 人以上	②1 回当たりの利用者数 10 人以上	③1回当たりの利用者数5人以上
(うち要支援者等 10 人以上/週)	(うち要支援者等5人以上/週)	(うち要支援者等5人以上/週)
【補助限度額】	【補助限度額】	【補助限度額】
活動費等 60 万円/年	活動費等 60 万円/年	活動費等 60 万円/年
拠点家賃等 240 万円/年	拠点家賃等 120 万円/年	
5時間以上)要支援者等が参加するこいる場合には拠点家賃等を補助 ●補助対象団体は、法人格を有する団体 会福祉法人等が不動産を借りて、地域	の一つの場所で、常時(週5日以上かつ1日とのできる住民が集う居場所を運営して とのできる住民が集う居場所を運営して 。ただし、地域の団体と協力関係にある社 の団体が住民主体の活動を行う場合には、 支予算書等の提出ができる等の条件を満た 対象団体とします。	●補助対象団体は、法人格を有する団体。ただし、規約や会則が整っていて、収支予算書等の提出ができる等の条件を満たすことで、任意団体であっても補助の対象団体とします。

イ 補助金額(横浜市訪問型支援、横浜市配食支援、横浜市見守り支援)

支援の提供回数: 240回以上

【補助限度額】活動費等 60万円/年

(例えば、5人の利用者に月4回の支援を12か月間提供すると240回になります。)

(3) サービス B 等交付団体一覧(令和 6 年度)

令和6年度 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業(サービスB等) 交付団体一覧

89事業 (通所型支援:60件、訪問型支援:5件、配食支援:17件、見守り支援:7件)

事業実施区	No.	補助開始	区分	団体種別	団体名	活動名	主な活動内容	利用申し込みに対応できる地域
		30年 4月	訪問型 支援	任意団体	たすけあいエプロン	ホームヘル プ	・生活援助 等	鶴見区内とその周辺
	2	30年 10月	通所型 支援	一般社団 法人	一般社団法人 ヒューメディカ	うしおだチャ レンジ	・介護予防(生活機能評価、運動、栄養等の指導・趣味や交流のための創作活動、その他レク)	鶴見区周辺
鶴見		31年 4月	通所型 支援	任意団体	防災福祉地域貢献事 業	へいあん美 鈴サロン	・介護予防(脳トレ、手芸、クイズ、ボールゲーム、歌声サロン等)・食事(昼食、口腔ケア)	鶴見区市場地区(周辺町会) 平安町会館まで自力で来られる 方(送迎なし)
	4	R1年 10月	通所型 支援	株式会社	株式会社 リカバリータイムズ	グッドタイム ズ	・体調チェック、準備体操(呼吸体操、足げんき体操)、理学療法士のヨガ・ピラティス・体操、栄養士の講和等・食事(昼食)	鶴見区、港北区を中心とした地域
	5	R2年 4月		特定非営 利活動法 人	特定非営利活動法人 サードプレイス	つみれまち なかリビン グ	・介護予防(リハビリ体操・脳トレ・ハンドメイド・ピラティスなど週毎のプログラム) ・昼食	鶴見区
	6	29年 10月	通所型 支援	任意団体	輝楽理庵	キッチンデ イふら〜っ とホーム	・介護予防(体操、口腔、脳トレ、物づくり) 等 ・調理、太極拳、LINE講習会 等 ・会食(昼食)	神之木地域ケアプラザエリア及 び隣接地域を基本とし、自力で 参加できる方
		31年 4月		特定非営利活動法	特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレク	デイサロンぽこ	・介護予防(健康(スクエアステップ、スリーA、コグニサイズ、シナプロソジー等)、文化(歌、俳句、川柳、トランプ、百人一首、編み物)、脳トレ等) ・食事(昼食)	神奈川区三ツ沢連合エリア、青 木第一地区連合エリア、青木第 二地区連合エリア 他通所可能なエリア
神奈川	8	R5年 4月	配食支援	人	ティブ協会	ぽらんの配 食サービス	·配食 ·安否確認	神奈川区松ケ丘、松本町、三ツ 沢下町、三ツ沢東町、三ツ沢南 町、栗田谷、泉町、旭ヶ丘、上 反町、反町、桐畑
		31年 4月	配食支 援	消費生活 協同組合	神奈川食事サービス ワーカーズコレクティ ブ「ぽてと」	神奈川食事 サービスぽ てと	・配食支援、見守り	神奈川区全域、鶴見区豊岡町・ 生麦・東寺尾4丁目、保土ケ谷 区峰沢町
	10	R5年 4月	見守り 支援	任意団体	てんこもりのわ	ずっと笑顔	見守り	神奈川区松見町1~4丁目、西 寺尾一部、入江一部
		30年 4月		特定非営 利活動法 人	特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレク ティブたすけあいぐっ ぴい	サロン「ばぁ	・会食 ・介護予防(脳トレ、健康体操、健康麻雀、手芸 教室、園芸)	藤棚町、境之谷、西戸部町の一部、霞ヶ丘
西	12	R4年 4月	訪問型 支援	一般社団 法人	一般社団法人ワー カーズ・コレクティブ はっぴいさん	訪問はっぴ いさん	•生活援助	西区全域
	13	R5年 4月	通所型 支援	任意団体	横浜中部ボッチャ同 好会	ボッチャ同 好会	・介護予防(脳トレ、ボッチャ、外出プログラム 等)	西区及びその近隣

89事業 (通所型支援:60件、訪問型支援:5件、配食支援:17件、見守り支援:7件)

事業実施区	No.	補助開始	区分	団体種別	団体名	活動名	主な活動内容	利用申し込みに対応できる地域
	14	R2年 4月	通所型 支援	特定非営 利活動法 人	特定非営利活動法人 横浜移動サービス協 議会	アペリ ティーヴォ	・介護予防(体操、ヨガ、音楽、絵画、習字、パソコン、手芸、陶芸等)	原則中区 西区·南区等、近隣区も対応可 能
中	15	R5年 4月	通所型 支援	任意団体	山手 縁乃庭	元気いっぱ い!えん結 びカフェ	・介護予防(体操、脳トレ、音楽演奏、ハンドメイド、ボードゲーム 等)	中区第3地区連合町内会及び 第6地区連合町内会のエリア
	16	R5年 4月	通所型 支援	公益財団 法人	公益財団法人横浜 YWCA	ティールー ムよこはま	・介護予防(脳トレ、気功、歌 等)	全区
	17	30年 10月	通所型 支援	株式会社	株式会社コンパス	1/f ゆらぎ サロン	・介護予防(介護予防体操ハマトレ、脳トレ、口腔体操、輪唱合唱、手芸、健康教室、ヨガ、フラワーアレンジメント等)・会食	大岡・永田・六ツ川・別所地域ケアプラザの圏域の方で自立して 通える方
南	18	30年 10月	訪問型 支援	特定非営 利活動法	NPO法人	買ってくる ね	-買い物支援(買い物代行等) -生活援助 -見守り	主に、中村地域ケアプラザ圏域 にお住まいの方
	19	R1年 10月	通所型 支援	χ	おもいやりカンパニー	あそびにき てね	・介護予防(編み物教室、料理、お茶のみサロン) ・昼食	主に中村地域ケアプラザ圏域 にお住まいの方
	20	29年 10月	通所型 支援	特定非営 利活動法 人	特定非営利活動法人 総ぐるみ福祉の会	たまり場「こ ぶし」	・会食・介護予防(手芸、健康麻雀、囲碁、古典を楽しむ会、短歌の会、パソコン勉強会、カフェ・こぶし、男の料理)等	横浜市港南区、戸塚区のうち日 限山地区を中心とした地域
	21	30年 10月	見守り 支援	任意団体	さわやか港南	在宅支援 サービス「さ わやか港 南」	・見守り ・生活援助 等	港南区及び隣接地域
港南	22	30年 10月	通所型 支援	株式会社	株式会社イータウン	こもれびカ フェ	・介護予防(歌、麻雀、囲碁、将棋、体操、ハンドメイドのワークショップ、書道、まち歩き等)	港南区、栄区、磯子区
	23	R2年 10月	通所型 支援	特定非営 利活動法	NPO法人	いこっかぷ らす	・会食 ・介護予防(体操、認知症予防レク、調理、絵手 紙、書道 等)	港南区 日野南5・6・7丁目及 び近隣地域(徒歩圏内)
	24	R5年 4月	配食支援	人	icoccaひのみなみ	いこっかご はん	・配食 ・見守り	港南区 日野南5・6・7丁目
	25	R4年 4月	配食支援	特定非営 利活動法 人	特定非営利活動法人 てとてと陽だまり	陽 <i>だ</i> まり弁 当	・配食 ・見守り	港南区芹が谷1丁目~5丁目、 東芹が谷
保土ヶ谷区	26	R2年 4月	通所型 支援	特定非営 利活動法 人	NPO法人ちゃっと	コミュニティ サロンほど がや ちゃっと亭	・介護予防(体操、カラオケ、ヨガ、絵画等)	保土ケ谷区(川島地域ケアブラザ、常盤合地域ケアブラザ、上 菅田地域ケアブラザ、上 ・ 神奈川区(若竹苑地域包括支 接センターを中心にしたエリア)、横浜市内の方

89事業 (通所型支援:60件、訪問型支援:5件、配食支援:17件、見守り支援:7件)

事業実施区	No.	補助開始	区分	団体種別	団体名	活動名	主な活動内容	利用申し込みに対応できる地域
	27	29年 10月	通所型 支援			デイサービ ス ひまわ り	・会食 ・介護予防(健康体操、詩吟の会、フラワーアレンジメント、歌、歌、大人のぬりえ、切り絵 等)	若葉台および周辺地域
	28	29年 10月	訪問型 支援	特定非営 利活動法 人	認定NPO法人 若葉台	生活サポー トひまわり	・生活援助 (室内清掃やごみ出し、調理、話し相手等)	若葉台および周辺地域
	29	29年 10月	見守り 支援			見守りサ ポートひま わり	·見守り、安否確認	若葉台および周辺地域
	30	29年 10月	通所型 支援			ケアーズカ フェ	・会食 ・介護予防(健康麻雀、フラワーアレンジメント、折り紙 教室、ナンブレ、健康講座、おしゃべりタイム) 等	左近山周辺
	31	30年 1月	見守り 支援	一般社団法人	一般社団法人 おもいやりネットワー ク	暮らしの御 用聞き	・見守り、安否確認	左近山3~9街区、市沢団地、 市沢町南自治会エリア、近隣地 域は応相談
旭	32	R4年 4月	配食支援			ケアーズ配 食	・配食 ・見守り	左近山団地6街区(あさひ自治会内)~9街区、市沢団地、市沢南自治会内、近隣地域は応相談
	33	30年 10月	通所型 支援	特定非営 利活動法 人	特定非営利活動法人 横浜希望が丘コミュ ニティカフェ		・会食 ・介護予防(スクエアステップ、ポールウォーキング、ボッチャ、ホームカーリング、趣味教室(編み物、ペン習字、塗り絵教室、歌、映画鑑賞、健康麻雀等))	旭区希望が丘及びその周辺地 域
	34	R5年 4月	訪問型 支援	任意団体	ひかりが丘団地自治	ひかりが丘 生活支援	•生活援助(買物代行、家具移動、掃除 等)	旭区市営ひかりが丘住宅
	35	R5年 4月	見守り 支援		슾	ひかりが丘 見守り活動	•見守り	旭区市営ひかりが丘住宅
	36		通所型 支援	特定非営 利活動法 人	特定非営利活動法人 オールさこんやま	おしゃべり ほっと	・介護予防(談話、体操、脳トレ、歌唱、スマホ教室等)	旭区左近山、桐が作、市沢地区
Ten →	37	30年 1月	通所型 支援	株式会社	株式会社アミーゴ	もりもり広 場	・会食(お弁当)・介護予防(椅子に座った体操、健康麻雀)等	磯子区、隣接各区、京浜急行線 沿線の地域
磯子	38		通所型 支援	特定非営 利活動法 人	特定非営利活動法人 夢・コミュニティ・ネット ワーク	コミュニティ ステーショ ン夢まる	・介護予防(健康体操、ヨガ、口腔ケア、囲碁、将 棋、健康麻雀など)	碳子区、南区

89事業 (通所型支援:60件、訪問型支援:5件、配食支援:17件、見守り支援:7件)

事業実施区	No.	補助開始	区分	団体種別	団体名	活動名	主な活動内容	利用申し込みに対応できる地域	
T## 7		R4年 4月	通所型 支援	一般社団 法人	一般社団法人 re net 結	we can クラ ブ	・介護予防(健康講座、音楽、クラフト、俳句、調理、ヨガ、ストレッチ、脳トレ、手芸等)・会食	磯子区洋光台地区(1~6丁目)とその周辺	
磯子 	40	R5年 4月	通所型 支援	一般社団 法人	一般社団法人まちまと	まちまどサ ロン	・介護予防(体操、編み物、音楽 等)	磯子区洋光台全域、また隣接 する磯子区栗木・田中、港南区 日野中央・笹下など	
	41	29年 10月	通所型 支援	社会福祉 法人	社会福祉法人 倖和会	自立支援型 通所事業 たけのこ会	・会食 ・介護予防(陶芸、編み物、カラオケ、書道、絵 画、フラワーアレングメント、レクリェーション、健康チェック、体操等)	横浜市金沢区全域	
	42	29年 10月	通所型 支援	特定非営 利活動法 人	特定非営利活動法人 さくら茶屋にししば	げんきライ フ さくら茶 屋	・会食 ・介護予防(介護予防体操、個別製作、リハビリレクレーション(脳トレゲーム、ドリル)、音楽・動 画鑑賞(和洋音楽、歌、落語、昔話等)、回想法 等	金沢区能見台地域ケアプラザ、 泥亀地域ケアプラザの担当地 域(西柴、長浜、金沢町、柴町、 谷津等)で通所可能な方	
金沢	43	30年 1月	通所型 支援	特定非営 利活動法 人	付足非呂利山劉本へ	お楽しみサ ロン すず らん	・介護予防(模造紙を使った合作画、脳トレ、手芸、折り紙、工作、おしゃべり、書道、嚥下体操、マッサージ等)	金沢区 朝比奈、大道、六浦、 釜利谷西、釜利谷東、釜利谷 南、高舟 他の地域も応相談	
AT //(R4年 4月	通所型 支援	特定非営利活動法	符正非呂利沽劉法人	みんなの交 流スペース むつら(六 浦)	・介護予防(スリーA、脳トレ、スクエアステップ、 手工芸、折り紙、書道、合唱 等) ・会食	金沢区六浦西地区、六浦地区、六浦東地区	
		R4年 4月	配食支援	利活動法 人	人	地域サポートマリン	みんなの交 流スペース むつら(六 浦)弁当	・配食	金沢区六浦西地区、六浦地区、六浦東地区
		R6年 4月	通所型 支援	特定非営 利活動法 人	釜利谷ふれあいカ フェ	コミュニ ティーサロ ン	・介護予防(体操、口腔ケア、歌 等) ・会食	金沢区釜利谷全域、大川、能見 台及び金沢文庫駅周辺、泥亀 地区	
	47	29年 10月	通所型 支援	特定非営	特定非営利活動法人	地域福祉交 流スペース OCOしのは ら のびの び会	・会食・介護予防(体操、脳トレ、健康講座、健康麻雀、コーラス) 等	港北区篠原町、篠原東、篠原西町、富士塚、新横浜、岸根町、 神奈川区六角橋	
	48	R2年 10月	見守り 支援	利活動法人	びーのびーの	COCOの見 守り	・見守り	港北区篠原町、篠原東、篠原西町、篠原合町、篠原合町、富士塚、新横浜、中手原、岸根町、、新羽町、新吉田町 村田町村田町、大田町、新田町、新田町村田町村田町村田町村田町村田町村田町村田町村田町村田町村田町村田町村田町村田	
港北			通所型 支援	特定非営 利活動法 人	NPO法人 街カフェ大倉山ミエル	おでかけミ エル	・会食 ・介護予防(体操、おしゃべり等)	港北区大倉山1丁目~7丁目、 大豆戸町、菊名	
		30年 4月	通所型 支援	特定非営 利活動法 人	特定非営利活動法人 フラットハート	大人の部活 動@菊名	・会食 ・介護予防(3A、回想クイズ、水墨画、折り紙、口腔ケア等)	港北区篠原北、菊名、綿が丘、 大豆戸町、富士塚、篠原町、大 倉山、新横浜	
	51	30年 10月	通所型 支援	消費生活 協同組合	福祉クラブ生活協同 組合	福茶きらり	・介護予防(体操、書道、脳トレ、フラダンス、作品づくり、散歩等)・会食	港北区 新羽町、新吉田東、北 新横浜、新横浜、大倉山他	

89事業 (通所型支援:60件、訪問型支援:5件、配食支援:17件、見守り支援:7件)

事業実施区	No.	補助開始	区分	団体種別	団体名	活動名	主な活動内容	利用申し込みに対応できる地域
	52	31年 4月	通所型 支援	任意団体	居場所づくり濱なか ま	とりやまの 郷	・介護予防(音楽café(歌声喫茶サロン)、経絡体操(健康づくりサロン)、多世代交流サロン(ものづくり)、回想法で思い出話を楽しむ会(脳トレ、認知症予防サロン))	城郷小机地域ケアプラザの担 当地域及び鳥山町に隣接する 新横浜地区
	53	R1年 10月	通所型 支援	一般社団 法人	一般社団法人 ホッとカフェ小机	クローバー 会	・介護予防(健康づくり(簡単なストレッチとミニ講座)、脳トレ・体操、ものづくり等) ※プログラム は毎回異なる ・昼食	城郷地区(小机町、鳥山町、岸 根町)
港北	54	R1年 10月		消費生活 協同組合	福祉クラブ生活協同 組合港北食事サービ スワーカーズコレク ティブほっと	夕食の配達 と安否確認	・配食支援、見守り	港北区全域、鶴見区上の宮、駒 岡1~5丁目、馬場1~7丁目、北 寺尾1~7丁目、東寺尾1~3丁 目、獅子ヶ谷1丁目、都筑区東 山田町10~60、73~108、1448 ~1480番地
	55	R2年 10月	通所型 支援	合同会社	合同会社どりいむ	いきいき夢 サロン	·介護予防(茶話会、料理、運動、生花、健康麻雀、歌等) ·会食	港北区
		R4年 4月	通所型 支援	一般社団 法人	一般社団法人 菊名植村のさと	木曜サロン 「里山ぐら し」	・介護予防(昭和むかし話、ガーデニング、歌唱・合奏、体操、脳トレ 等)・会食	大豆戸地域ケアプラザの担当 地域
	57	30年 4月		消費生活 協同組合	福祉クラブ生活協同 組合 緑・青葉食事サービ スワーカーズコレク ティブなご味	夕食の配達 と安否確認	・配食サービス・見守り	緑区全域、青葉区全域、旭区の 一部(上白根、若葉台)
	58	30年 4月	通所型 支援	特定非営 利活動法 人	特定非営利活動法人 笑顔	笑顔サロン	・介護予防(コグニサイズ、筋トレ体操、健康麻 雀、歌声サロン、健康講座 等)	横浜市緑区、旭区、青葉区、都筑区など
緑	59	31年 4月	通所型 支援	一般社団 法人	一般社団法人 フラットガーデン	レモンの庭	・介護予防(おしゃべり、編み物、縫物、ものづく り、カードゲーム、将棋、囲碁、麻雀、お散歩、お 料理等) ・食事(お茶、お菓子)	横浜市緑区周辺
	60	R5年 4月		特定非営 利活動法 人	特定非営利活動法人 KUSC	「健康・つな がり・まち」 づくり	·介護予防(体操等)	緑区
		R5年 4月		特定非営 利活動法 人	NPO法人霧が丘ぷ らっとほーむ	ぷらっと ROOM 〜みんなー 緒に楽しも う〜	·介護予防(趣味活動、多世代多文化交流 等)	緑区霧が丘、十日市場、長津 田、旭区若葉台
	62	30年 4月	通所型 支援	特定非営 利活動法 人	特定非営利活動法人 神奈川県転倒予防医 学研究会	青葉GOGO クラブ	・介護予防(転倒予防運動、アクティビティ等) ・会食(お茶、おやつ)	青葉区・都筑区・緑区、川崎市 宮前区・麻生区、但し、自力で 通えることを条件とする(送迎な し)
青葉		R1年 10月		特定非営 利活動法 人	NPO法人地域コミュ ニティハウスげんき かい	げんきかい 健康体操	・介護予防(歌声会、健康体操(ハマトレ))	青葉区全域、緑区、その他参加 者の希望による
	64	R1年 10月	配食支援	企業組合	企業組合ワーカー ズ・コレクティブ・にん じん つつじが丘ブラ ンチ ポポロ	ポポロの配 食サービス	・配食支援、見守り	青葉区 つつじが丘、さつきが 丘、梅が丘、藤が丘、もえぎ野、 しらとり台、青葉台、榎が丘、桂 台、若草台等 ※上記以外の場所は応相談

89事業 (通所型支援:60件、訪問型支援:5件、配食支援:17件、見守り支援:7件)

事業実施区	No.	補助開始	区分	団体種別	団体名	活動名	主な活動内容	利用申し込みに対応できる地域
	65	R2年 4月	通所型 支援	特定非営 利活動法 人	特定非営利活動法人 スペースナナ	シニアの遊 び場	・介護予防(体調チェック、体操、脳トレ、口腔ケア、ゲーム、歌、アート等)	青葉区、都筑区全域
青葉	66	R2年 10月	配食支援	株式会社	株式会社 NITTAJAPAN	管理栄養士 監修! BALENA健 康べんとう のデリバ リー	・配食支援、見守り	青葉区の一部 (すすき野、荏子田、美しが丘)
	67	R5年 4月	配食支援	企業組合	企業組合ワーカー ズ・コレクティブ ミ ズ・キャロット	ミズ・キャ ロット配食 サービス	•配食支援	青葉区すすき野、 あざみ野、 大場町、 鉄町一部、 元石川 町、 美しが丘西、 美しが丘一部
	68	30年 10月	通所型 支援	特定非営 利活動法 人	特定非営利活動法人 I Love つづき	スローカ フェ都筑	・介護予防(体操、音楽、歌、お茶講座、折り紙、 顔コガ、簡単体操、絵本、スマホ講座、手しごと 等) ・会食	都筑区中川地域ケアプラザエリアを中心に都筑区全体、青葉区、港北区、緑区
都筑	69	R1年 10月	通所型支援	特定非営 利活動法 人	特定非営利活動法人 アーモンドコミュニティ ネットワーク	アーモンド・ カフェ〜 スープの時間〜	・介護予防(体操、音楽、脳活、アート、書の活動、回想法による傾聴等) ・昼食	都筑区、青葉区、港北区、緑区
和巩	70	R4年 4月	通所型 支援	特定非営 利活動法 人	特定非営利活動法人 五つのパン		・介護予防(創作活動(編み物、ミシン等)、体 操、脳トレ 等) ・会食	都筑区、港北区、青葉区、緑区
	71	R5年 4月	通所型 支援	特定非営 利活動法 人	特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレク ティブ円	リフレッシュ サロン♡心 葉	・介護予防(筋力維持・腰痛予防・口腔ケア体 操、脳トレ、歌、手芸、囲碁・将棋 等)	都筑区、港北区、緑区、青葉区
	72	29年 10月	通所型 支援			夢みんゆめ サロン	・介護予防(体操、音楽、脳トレ、おしゃべり)等	ドリームハイツ及びその周辺 (特に制限はありません)
	73	29年 10月	見守り 支援	特定非営 利活動法 人	特定非営利活動法人 いこいの家 夢みん	夢みん見守 り隊・助け 隊	・見守り ・生活援助(家事支援、ごみ出し、付添代行、話 し相手の支援を通じた見守り、鍵の預かり)等	ドリームハイツ及び周辺(徒歩 圏内)
	74	R5年 4月	配食支 援			みんなで作 る ゆめごは ん	・配食 ・安否確認、見守り	ドリームハイツ及びその周辺
戸塚	75	30年 1月	通所型 支援		特定非営利活動法人 ふらっとステーション・ ドリーム	プログラム	・会食 ・介護予防(体操、折り紙、栄養講座、歌、健康 麻雀、ナンブレ) 等	戸塚区深谷町、俣野町及び周 辺
	76	R4年 4月	通所型 支援	特定非営 利活動法 人	特定非営利活動法人 くみんネットワークと つか	おひさまサ ロン	・介護予防(健康づくり体操、口腔ケア、体力測定、健康講座、アート・文化(塗り絵、絵、小物づくり、折り紙)、クイズ、計算など)・会食	戸塚区を中心に横浜市全域(自 力で来所できる方)
	77	R4年 4月	通所型 支援	特定非営 利活動法 人	特定非営利活動法人 ぐる一ぷ・ちえのわ	健康サロン	・介護予防(健康体操、筋トレ、脳トレ、レクレーション(染め・陶芸・クラフト等)、口腔体操)等・会食	戸塚区大正地区(小雀町・原宿町・影取町・深谷町等)

89事業 (通所型支援:60件、訪問型支援:5件、配食支援:17件、見守り支援:7件)

75団体(特定非営利活動法人:40件、任意団体:11件、消費生活協同組合:5件、企業組合:2件、株式会社:5件、一般社団法人:8件、社会福祉法人:2件、合同会社:1件、公益財団法人:1件)

事業実施区	No.	補助開始	区分	団体種別	団体名	活動名	主な活動内容	利用申し込みに対応できる地域
	78	29年 10月	通所型 支援	特定非営 利活動法 特定非営利活動法人 人	ミニデイサ ロン ハッ ピーランチ		横浜市内(自力で参加できる 方)	
	79	29年 10月	配食支 援		λ	恨のアハ	配食サービ ス	・配食サービス ・見守り
栄	80	30年 1月	配食支援	消費生活 協同組合	福祉クラブ生活協同 組合 栄食事サービ スワーカーズコレク ティブ 「竹の子」	夕食のお届 けと見守り	・配食サービス ・見守り	栄区全域、港南区の一部(港南 台8・9丁目、日限山3・4丁目、日 野南5・6・7丁目)、戸塚区の一 部(下倉田町)
	81	R2年 4月	通所型 支援	社会福祉 法人	社会福祉法人 訪問の家	花かご	·会食 ·介護予防(転倒予防体操、3A、口腔体操、料理 教室 等)	栄区全域
	82	29年 10月	通所型支援	特定非営 利活動法 人	特定非営利活動法人 だんだんの樹	コミュニティ だんだん(夢 カフェ・脳い きいき教室・ 生活リハビ リ・麻雀、ラ ミューキュー ブ)	・会食 ・介護予防(筋トレ、脳トレ、ふまねっと健康教 室、ラミィキューブ、生活リハビリ)等	横浜市全域
泉	83	29年 10月	通所型 支援	特定非営 利活動法 人	特定非営利活動法人 日本園芸療法研修会	ベルガーデ ン水曜クラ ブ	・介護予防(園芸作業) ・軽食、昼食等	基本的には横浜市泉区中心 (基本的に自力で参加可能な方 なら泉区外でも可)
	84	30年 10月	通所型 支援	特定非営 利活動法	NPO法人	エンジョイ エイジング	 ・回想法+プログラム(ヨガ、歌、コグニサイズ等) +会食 ・健康マージャン ・趣味サークル 	横浜市
	85	R4年 4月	配食支 援	λ	宮ノマエストロ	エンジョイラ ンチ	・配達 ・コミュニケーション	泉区、戸塚区、瀬谷区等 (泉区の近隣区)
	86	30年 1月	通所型 支援	特定非営 利活動法 人	特定非営利活動法人 せや	ミニデイサ ロン「月の 会」	・会食 ・介護予防(体操、歌声喫茶、折り紙、脳トレ、囲 碁) 等	南瀬谷地区・宮沢地区・その他 応相談
瀬谷	87	30年 4月	配食支援	任意団体	瀬谷第二地区 配食サービス ひまわり会	瀬谷第二地 区配食サー ビスひまわ り会	・配食サービス・見守り	瀬谷第二地区
	88	R2年 10月	配食支 援	任意団体	見守り配食グループ わっか	配食支援	・配食支援、見守り	瀬谷区 阿久和東、阿久和西、 阿久和南
瀬谷				特定非営 利活動法 人	特定非営利活動法人 愛のささえ	ぽかぽかの 会	·介護予防(体操、音楽療法、回想法 等) ·会食	瀬谷区阿久和南部地域、泉区 北部地域

【問合せ先】横浜市健康福祉局地域包括ケア推進課

TEL: 671-3464、FAX: 550-4096、E-mail:kf-zai-hojyo@city.yokohama.jp

【ホームページ】

 $\underline{\texttt{https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kaigoyobo-kenkoudukuri-ikigai/service-b.html}$